

令和4年（ワ）第528号 自由権規約に基づく損害賠償請求事件

原告 サファリ・ダイヤモンド・ヘイダーほか1名

被告 国

## 意見陳述要旨

2022年6月3日

東京地方裁判所民事第26部乙合議H係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 鈴木 雅子 ほか

原告ら及び原告ら訴訟代理人が第1回口頭弁論期日に行った意見陳述の要旨は別紙のとおりである。

(原告 デニズ)

こんにちは。私の名前はデニズです。トルコ出身のクルド人です。2007年、日本へやってきました。日本に来た理由は、トルコで、民族的、宗教的、政治的に迫害を受けていたからです。2011年に日本人と結婚し、今も婚姻状態を継続しています。

今から話すのは、入管の中で経験したことです。私は入管の中で、肉体的な迫害、暴行、言葉の暴力、精神的な暴力を受けました。例えば、大声を出したりすると、懲罰房に入れられました。入管の中では、正しいことも正しくないと言われて、懲罰房に入れられます。懲罰房には2種類あります。1つは畳の部屋で、監視カメラがついています。もう1つはスペシャルルームで、ひどい部屋です。ドアが分厚いです。



ご覧の通り、穴の開いたトイレです。例えば、用を足しても、私たちは水を流すことができません。外から人を呼んで、流してもらわなければいけません。立ったまま小便をすると、穴から出てしまうので、床が汚れます。私を閉じ込めた担当者は、靴のまま部屋へ入ってきました。中にはベッドもありません。こんなところは嫌だと、叫んだり、抗議をしたりすると、毛布を変える程度です。

入管の中では正しい治療は受けられません。かかりたいと思っても、申請して2～3か月待たされます。そうこうする間に、状態は悪化し、ひどい状態になって

初めて病院へ連れていかれます。病気で死んだ人がいます。入管は私たちを重視していません。動物園にいる動物だってもっといい扱いを受けています。中で働いている担当は、救急医療の知識がありません。心臓発作を起こしても、心臓マッサージができる人がいないのです。

私はもう1つ、暴行事件の裁判を行っています。暴行事件によって精神的に大変な影響を受けました。私には、他の人には見えないものが見え、聞こえないものが聞こえるようになりました。

入管の行いをただすために、私はハンガーストライキを行いました。ハンストによって15キログラム減りました。ハンストをやめさせようとして、入管の偉い人がやってきました。「ハンストをやめて体調を戻せば、外に出してやる」と言われました。たしかに仮放免になりました。しかし、たった2週間だなんて聞いていません。私は先にハンストをやった人が2週間で戻されたことを知っていました。外に出て、妻のもとに戻れば安心すると思いましたが、そうではありませんでした。仮放免になりましたが、2週間で再収容されました。なぜこんなことをするのかわかりません。

入管は妻に「だんなさんの面倒を見ている」とウソをつきました。妻は、私が入管職員から暴行を受けているビデオを見たとき、気を失ってしまいました。入管のウソ、騙しに気づいてしまいました。妻も精神科に通院しています。薬も飲んでいますが、診断書もあります。すべて入管のせいです。入管が私に行ったことが原因です。

入管の中でもらった薬を飲みました。それは世界では、1回2錠まで許された薬でした。しかし、4錠処方されました。薬を飲むと、自殺未遂してしまいました。なぜやったのか、自分でもわかりません。私は何度も自殺未遂をしました。その結果、仮放免になりました。自殺未遂は入管で処方された薬のせいです。仮放免されてから妻とベッドで寝ていました。朝起きると、妻の体があざだらけになっていました。理由を聞くと、「あなたが寝ているとき、叫んで手足をばたつか

せていた。おそらく襲われた夢を見たのではないか」。私は妻に害を与えるのではないかと、怖くなりました。私は生きたいと思って日本へやってきたのに、命の危険にさらされています。

裁判長。入管は私たちに対して、ルールに従えと言います。でも、自分たちはルールに従っていません。入管は国連のルールに従っていないことを隠しています。上から下まで全部ウソです。仮放免になってから、3度自殺未遂しました。2週間精神科に入院しました。私は今、生きているのか死んでいるのかわからない状態です。入管はウソを言います。真実をどこまで隠し通せるのか。私は寝るのが怖いのです。妻に何かするのではないかと怖いのです。責任は、3年半精神的、肉体的に暴行した入管にあります。たとえ、私が間違っていなくても、懲罰房に入れた入管の罪です。入管、許しません。真実が明らかになることを信じています。

私は今精神科にかかっています。毎月薬を変えています。今も、他の人には見えないものが見え、聞こえないものが聞こえます。入管の弁護士に聞きたいです。あなたは誰を守っているのですか？私を抑圧した人を守っているのですか？私はテロリストじゃありません。なのに、拷問されました。私は国から逃げてきました。なのに、生きる喜びが残っていません。あなたが守ろうとしている、入管がやらせたことです。私に対して行われたことは、私だけではない。(裁判官に向かって) ありがとうございます。(被告席に向かって) あなたたちにはありがとうは言わない。

以上

(原告 サファリ・ディマン・ヘイダー)

むきげんのしゅうようは、じごくでした。しゅうようされていたとき、しょくいんから、「じぶんであきらめてくにかえるまで、ずっとそとにはださない」「ちょうきしゅうようは、みせしめのためだ」といわれたことがあります。とてもざんこくなことばでした。

なにもわるいことをしていないのに、しょくいんから、はげしいぼうりょくをうけたこともあります。

にんげんのあつかいではなかったです。

わたしは、30ねんいじょう、にほんにいます。

きけんがあるために、じぶんのくにくに、もどれない、なんみんです。

にほんであんぜんにくらしたい、あんしんしてくらしたいというのが、わたしのねがいです。

わたしは、にほんが、わたしをなんみんとしてまもってくれるひを、ずっとまっていた。

けれども、2016ねん6がつに、とつぜんしゅうようされました。

にゅうかんのしょくいんに、「にゅうかんのつごうで、あなたをしゅうようする」といわれました。

それから3ねんかん、まいにちが、むだにすぎました。わたしのじんせいは、しゅうようのために「だいなし」になりました。わたしだけではありません。さきのみえない、にゅうかんしゅうようで、おおくのひとたちが、じんせいを「だいなし」

にしてきました。はいているおとや、「いたい」というさけびごえや、ひめいが、しせつのなかにひびきました。

2019年にはいって、しゅうようのくるしみにたえきれず、おおぜい、はんすとをはじめました。みな、かんたんなきもちではんすとをしたわけではありません。しゅうようがあまりにくるしくて、もう、はんすとするくらいしか、できなかったのです。ぜつぼうしたんです。わたしも、しゅうようが3ねんになったころ、たべることをやめました。みずも、すこしにしました。くるしかったです。おなかがおとをたてました。たべたかった。のみたかった。めまいがして、なんども、たおれました。ちもはきました。

たいじゅうは、15キロいじょう、へりました。

そのけっか、わたしにあたえられたのは、2しゅうかんのかりほうめんだけでした。

いのちがけのはんすとのけっか、2しゅうかんかりほうめんだけだったのです。かりほうめんされるときに、センターのしょくいんに、

「2しゅうかんだけど、ちゃんとかえってきてね。にげないでね。」といわれました。

この2しゅうかんのみじめさを、わたしは、いっしょうわすれないでしょう。

みじめな2しゅうかんでした。じんせいで、こんなみじめなおもいは、いままでしたことがありませんでした。さいしゅうようのきょうふで、2しゅうかん、ほとんどねむれませんでしたし、たべたくても、きょうふがつよすぎて、ものをたべることもできませんでした。

2しゅうかんご、わたしはどうきょうにゆうかんにもどりました。わたしは、じぶんのからだか、こわくて、がたがたふるえていることにきがつきました。

それから、わたしは、うつびょうになってしまいました。じさつしたいというきもちがでてきました。あさおきると、まえのひのよるのきおくがなくなっていて、うでにまっかなひっかききずがなんぼんもついてはれあがっていて、びっくりすることも、なんどもありました。こわくてたまりませんでした。わたしは、いまもせいしんびょういんにかよっています。うつびょうは、とてもつらいです。よるはねむれないし、いつでもふあんにおそわれます。

わたしは、イランにはもどれません。

にほんは、なんみんをまもってほしい。あと、にんげんをこわすのをやめてほしい。そして、ルールをまもってほしいです。

わたしたちも、にんげんだときがついてほしいのです。

むきげんしゅうようは、こころのごうもんです。

にほんは、ごうもんをやめてほしい。

にんげんを、にんげんとみとめるにほんになってほしいです。

ここからは台本なしで話します。

私は日本に30年います。国は危険で、帰れないから、いるんです。

日本に助けを求めているのに。私は難民の人です。他の人もそうです。

帰れない事情があるから、みんな日本にいるんです。

帰れない理由をしっかりと調べてほしいです。

みんなで命をかけてハンガーストライキをしました。

水1杯も飲まないほど、ほんとうに苦しかった。

それで入管がくれたのが、たった2週間の仮放免でした。

私たちは愕然としました。命をかけてハンガーストラキをしたのに、  
たった2週間だったのです。

私は日本は好きです。日本人の人達も好きです。

しかし、あそこは日本じゃないです。抗議したら懲罰されます。

入管は、私たちを犯罪者と同じように扱います。

私は、たしかにオーバーステイです。でも犯罪者ではありません。

入管には刑務所から来た人もいますけれど、

入管の中は刑務所と同じだそうです。

他の国ならともかく、ここは日本です。

日本は良い国だと想っていました。私たちも人間です。日本が好きです。

なのに3年も人生が台無しになりました。

以上

(原告訴訟代理人 駒井知会)

ナチスの強制収容所での様子について書かれた精神科医ヴィクトール・フランクルの作品『夜と霧』に、次の一節があります。「強制収容所の被収容者にとって「最も重苦しいことは…いつまで自分が収容所にいなければならないか全く知らないという事実であった。」。フランクルは更に、無期限収容の為に、人間は内的な崩壊現象を起こすとも分析しています。

## 無期限収容は、人間を壊します

- V.E.フランクル『夜と霧』（霜山 徳爾翻訳、みすず書房）
- 「かつての収容所囚人の体験の報告や談話が一致して示していることは、収容所において最も重苦しいことは囚人がいつまで自分が収容所にいなければならないか全く知らないという事実であった。…強制収容所における囚人の存在は『期限なき仮りの状態』と定義されるのである。…彼は…将来に向って存在するということはもはやできないのである。そしてそのことによって彼の内的生活の全構造が変化するのである。かくして**内的な崩壊現象**が生じるのである…」

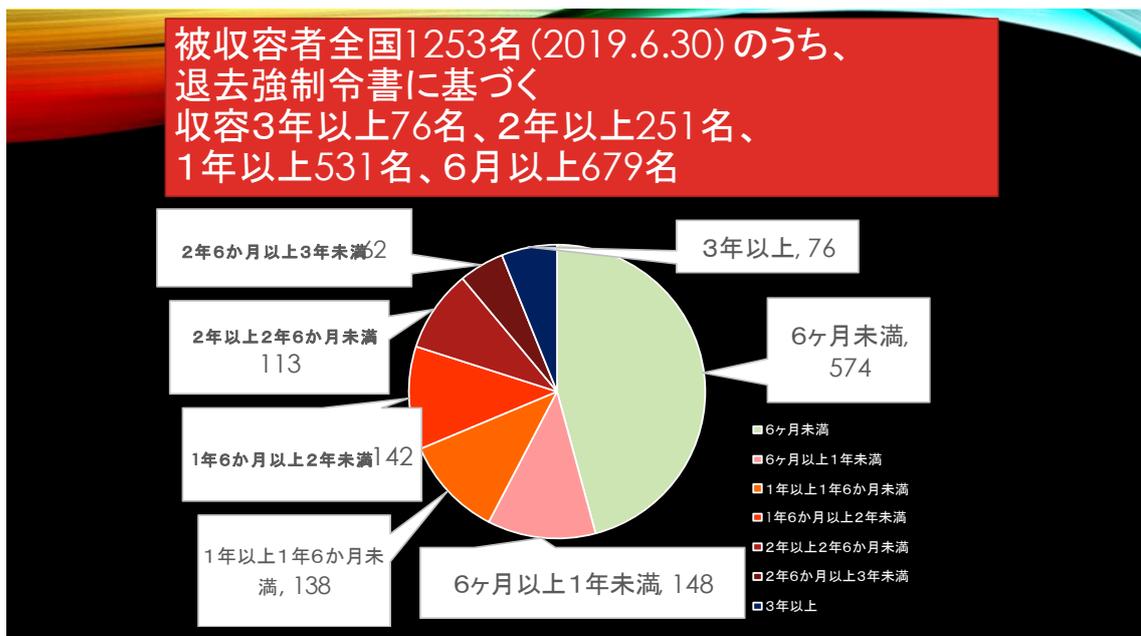
無期限収容は、人間を壊します。しかし、その証明を見たければ、わざわざ、ナチスの強制収容所の歴史を振り返らなくても、日本の入管収容施設の現状を、ただ、見ればよいのです。

## 2013年以降の入管収容施設被収容者の死

2013.10	東京入管	ミャンマー (ロヒンギヤ)	病死
2014. 3	東日本入管センター	イラン	病死若しくは事故死
2014. 3	東日本入管センター	カメルーン	病死
2014.11	東京入管	スリランカ	病死
2017. 3	東日本入管センター	ベトナム	病死
2018. 4	東日本入管センター	インド	自殺
2018.11	福岡出入国在留管理局	中国	病死
2019. 6	大村入管センター	ナイジェリア	飢餓死
2020.10.	名古屋出入国在留管理局	インドネシア	死因不明
2021.3	名古屋出入国在留管理局	スリランカ	死因不明

これまで、入管収容施設では、無期限収容下で、あまりに多くの人間たちが壊され、死んでいきました。昨年3月6日には、ウィシュマ・サンダマリさんが名古屋入管で悲惨な死を迎えています、その前にも多くの方々が亡くなっています。

2019年6月末、東京五輪を前にしたこの時期に、無期限収容の恐ろしさは極まりました。2019年6月30日の統計です。見て下さい。



多くの人たちが悪夢のような長期収容に苦しみました。全国で、退去強制令書

に基づく収容期間が3年以上に及ぶ者が76名、2年以上251名、1年以上531名にも上ったのです。

2019年、責め苦に耐えきれなくなった人々が、全国の収容施設で絶食していき、その数は少なくとも延べ200名近くに上ったと報告されています。

※アムネスティ・インターナショナル記事

人々が次々と倒れ、血を吐き、歩けなくなっていました。そうした中、2019年6月24日、ナイジェリア人男性が大村入管センター収容中に亡くなったのです。死因は「飢餓死」と後日発表されました。

入管が、ナイジェリア男性餓死の直後から、全国の絶食者たち、極限まで追い詰められた人々に対して、採った手段は極めて残虐なものでした。即ち、2019年7月から、入管庁は、彼らを2週間だけ仮放免して再収容していくという、徹底的な人間破壊行為を開始したのです。無期限長期収容で心身ともに限界を超えた人々を2週間だけ解放して、その後に、自分の足で無期限収容に戻るよう強いたのです。この手法は、絶望した人間を確実に追い込み、ひとりひとりの精神を潰していくものでした。その犠牲者たちは、精神疾患を発症し、自殺未遂・自傷行為を繰り返すようになり、排泄のコントロールができなくなっておむつをつけるようにな

り、排泄物を身体や壁などに擦り付ける人も出ました。2019年の収容施設は、まさに地獄でした。

その後、コロナ禍に入っても、恣意的に人間を身体拘束して弄ぶ、違法な入管収容システムが存置されたまま。コロナ禍のもとでも、制度としての無期限収容は、犠牲を増やしていきました。

ウィシュマさんの命もまた、国連恣意的拘禁作業部会の意見が出た後に制度が、せめて運用がすぐに改められていれば、失われなかった命でした。自由権規約が遵守されていれば、死なずに済んだ命でした。日本が法を畏れ、国際人権法を守ってさえいれば、ウィシュマさんは亡くなっていません。

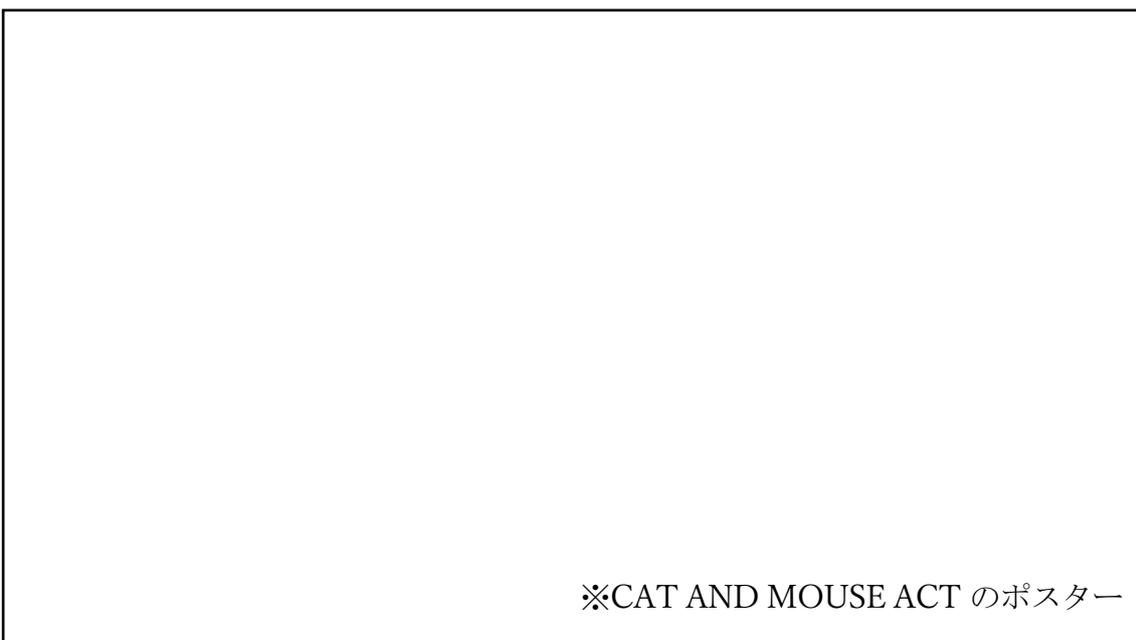
いまでも、長期間収容に苦しむ人々が入管収容施設に取り残され、コロナ禍で仮放免許可を受けた人たちも、コロナ禍後の再収容の恐怖に苛まれています。

人間を原則収容する、裁判所のチェックもなく無期限収容して、人間が壊れるに任せる、適切な医療を与えずに何人も死に至らしめ、時に職員が暴力を振るう。心身ともに極限状態に至った被収容者が絶食に走れば、2週間だけ外に出して再収容する、溺れている者の後ろ頭を掴んで引き上げて、一瞬息を吸わせ、また水中に頭を押し込むが如き「みせしめ」のような真似までする。

日本の入管のこのやり方は、イギリスで女性参政権運動に従事したサフラジェットたちに対する Cat and Mouse Act を想起させます。今から100年以上前のイギリスで、女性参政権運動の活動家たちが多く逮捕され、牢獄に入れられた時期がありました。彼女たちは、刑務所の中で抗議の意味を込めてハンストをしました。イギリス政府としては、刑務所の中で彼女たちが死なれては困る、けれども、女性ごときに参政権は認めたくない。そこで、イギリス政府は、牢獄でのハンストでぼろぼろになった活動家たちを一時的に釈放して療養させ、体調が戻ったらまた服役させる仕組みを作りました。それが、まるで「猫がネズミを弄ぶような非人道的な法だ」と、当時のイギリス社会の大きな批判を呼び起こしたのです。CAT AND

MOUSE とは、そういう意味です。

そして 21 世紀になってから日本の入管がやったことは、100 年以上前のイギリス社会で非人道的となじられ、否定され、いまは歴史上の大きな誤りと評価される、CAT AND MOUSE ACT の再来でした。このポスターが、100 年以上前のイギリスのものです。



最後に、どうしても申し上げたいことがあります。自分が、あるいは周囲の人たちがどんなに気を付けても、人間が鬱病にかかってしまうことはあります。けれども、サファリさんは、日本の国家機関によって、無理矢理に、鬱病を発症させられたのです。無期限収容で、サファリさんに対してぎりぎりまで追い込みをかけた上で、更に、2 週間仮放免と再収容を繰り返すことで、日本の入管は、健康な者を、わざわざ、鬱病にしたのです。こんなことが許されてよいのでしょうか。日本はそんな国なのですか。同様のことがデニズさんについても言えます。入管は、デニズさんと御家族の気持ちをいちどでも考えたことがあるのか。

収容の地獄は、収容期間に終わるものではありません。サファリさんとデニズさんは、いま現在も精神疾患の地獄の中にいます。これから何年、彼らは入管収容が残した深い爪痕に苦しみ続けなければならないことか。彼らの受けたあまりにも

甚大な損害を行政府に償わせ、もって、次の犠牲を防ぐことこそ、日本の司法府の使命ではないでしょうか。私たちは、いま、本気で変わらなければなりません。

この訴訟で日本の入管収容の法的評価が正当になされれば、そのことが次の犠牲を防ぎます。次のウィッシュマさんを、生命を・人生を奪われる人々を出さないためにも、本件訴訟では、必ず原告が勝たなければならないのです。

以上

(原告訴訟代理人 浦城知子)

「ある社会の文明の程度を知りたいければ、刑務所を見ればわかる」と言われることがあります。これは、人を拘禁する場所が、その国の文明の度合い、つまり人権の水準を示している、という意味です。入管収容にも同じことが言えます。入管収容における人権水準は、私たち社会全体の人権水準でもあります。私たちはこの裁判で、入管収容における人権水準、私たち社会全体の人権水準を、国際人権法に沿ったものに変えたいと思っています。

2020年9月、国連恣意的拘禁作業部会は、原告2人に対する入管収容が、自由権規約の定める「恣意的な拘禁」に当たり、これに違反する、という意見を発表しました。さらに、入管法による収容制度自体が、恣意的な拘禁に当たると示しました。

私たちは、恣意的拘禁作業部会が出した結論が、特殊なものとは思っていません。自由権規約の条文を、国際基準に沿って解釈し、適用した、明快な結論です。ところが、国は、作業部会の意見のみならず、自由権規約そのものに対しても、真摯に向き合おうとしていません。私たちは、裁判所に、まず、自由権規約9条1が禁じる「恣意的な拘禁」とは何か、その基準を明らかにしてほしいと思っています。

私たちは訴状で、自由権規約の解釈の手がかりとなる文書として、自由権規約委員会の「一般的意見」、恣意的拘禁作業部会の「改訂審議結果5号」、国連の「移住グローバル・コンパクト」の3つを挙げました。これに対する被告の答弁は、3つの文書には「法的拘束力がない」というだけのものでした。しかし私たちは、これらの文書に「法的拘束力がある」と主張しているのではありません。これらの国際的な文書が、条約解釈の重要な手がかりになると主張しているのです。

まず、自由権規約委員会の「一般的意見」は、自由権規約そのものによって定め

られた文書です。自由権規約委員会はいうまでもなく、自由権規約によって定められた条約機関です。そして規約40条は、委員会に、締約国に対する「一般的な意見」を発出する権限を与えています。

つぎに、恣意的拘禁作業部会の「改訂審議結果5号」は、拘禁に関するエキスパートである恣意的拘禁作業部会が作成した専門文書です。恣意的拘禁作業部会の設置に、日本は賛成しています。また、2016年には、作業部会の重要性を強調する決議を人権理事会でしようという共同提案国にもなっています。つまり、恣意的拘禁作業部会の重要性は、日本も認め、賛同したもののなのです。

そして、国連「移住グローバル・コンパクト」は、2016年の「難民及び移住に関する国連サミット」を受けて、2018年に国連総会で採択された文書です。日本も採択において賛成しました。世界152か国が採択に賛成し、多くの国に賛同され、共有された文書です。

これらの3つの文書は、入管収容における恣意的な拘禁、あるいは、してはならない拘禁について、ほぼ同じ解釈をしています。

- ・ 「恣意的な拘禁」は、法律によらない拘禁を指すだけではありません、より広い意味をもち、必要性、合理性、比例性のない拘禁が、「恣意的な拘禁」に当たり、禁止されます。
- ・ 収容するかどうか定期的に審査しなければならず、期限のない収容は許されません。
- ・ 収容はあくまで最後の手段であり、より制限的でない手段がある場合にはそれによらなければなりません。
- ・ 実効性のある司法審査を受ける権利も保障しなければなりません。

これらの文書を手がかりに、自由権規約を解釈すれば、「恣意的な拘禁」の意味は自ずと明らかになります。

このように「恣意的な拘禁」の意味を明らかにした上で、原告の2人に対してな

された、入管法に基づく収容は、「恣意的な拘禁」ではなかったといえるでしょうか。日本の入管法は、全件収容主義を採っています。必要性、合理性、比例性を要件としていません。収容期間に上限もありません。実効的な司法審査を受ける機会も保障されていません。つまり、日本の入管法に基づいてなされた2人に対する収容は、それだけで恣意的な拘禁にあたります。そして何よりも、原告の2人が法廷で話したように、2人に対してなされた3年半以上の長期にわたる収容は、人間としての尊厳を踏みにじり、苦痛を与える以外の何ものでもなく、必要性も、合理性も、比例性もなかったことは明らかです。

数年前まで、入管収容について、社会はほとんど関心を持っていませんでした。報道もあまりありませんでした。入管施設で外国籍の人達を収容していることすら、知らない人もいました。

それが、先ほど代理人が述べたように、2018年以降、耳を疑うようなニュースが飛び込んできました。超長期収容問題、ハンガーストライキの頻発、大村入管でのナイジェリア男性の餓死事件、2週間仮放免の繰り返しなどのニュースが流れるようになり、人々は、入管収容は何かおかしいのではないかと、間違っているのではないかと、思うようになりました。そして、2020年9月に、国連恣意的拘禁作業部会の意見が出て、入管収容は、実は、国際法に違反していたということに、社会は気付いたのです。

今日、法廷に多くの方が傍聴に来ています。裁判所が、自由権規約と、入管収容に対してどのように向き合うのか、見届けたいという思いで来られたことと思います。法廷に来られなくとも、この訴訟を見守っている方々は大勢います。

かつて当たり前だと思われていた政策が、後になって、完全に間違いであったと評価されることがあります。例えば、ハンセン病患者の強制隔離政策がそうです。旧優生保護法に基づく障害者の方達に対する強制不妊手術もそうです。今の入管法による、全件収容主義、無期限収容も、間違いであったと評価される日が来るはず

です。私たちは、この裁判が、そのターニングポイントになると思っています。

入管収容の問題は、入管庁だけ、国会だけ、の問題ではありません。日本にすむ私たち全員の、人権水準に関する問題です。裁判官の皆さんは、国内法が、国際条約に違反していないか、判断する権限を持つと同時に、その責務を負っています。今の入管法による原則収容主義、無期限収容が、自由権規約に違反するということを、この裁判で明らかにしていただきたいと思います。

以上